

介護保険金の受取人の変更等に関する特則

この特則を付加することにより、介護保険金の受取人を、被保険者のほか、被保険者の同意を得たうえで被保険者以外の方からも指定することができます。

介護保険金の受取人は、介護保険金を、被保険者の介護費用のほか、介護離職による介護者の収入減の補填などに活用いただくことができます。

■普通保険約款につきの特則を追加します。

介護保険金の受取人の変更等に関する特則

- 1 保険契約者は、この保険契約の締結の際またはこの保険契約の締結後、介護保険金の支払事由が発生するまでは、会社所定の取扱範囲内で、この特則を付加することができます。
- 2 この保険契約の締結後にこの特則を主契約に付加する場合には、この特則の効力は保険契約者の申し出があった時に生じるものとします。ただし、その申し出が会社に到達する前に介護保険金を支払ったときは、この特則の付加は取り扱いません。
- 3 この特則を付加した保険契約において、介護保険金の受取人については、下記の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、この保険契約の普通保険約款（付加された特則を含みます。以下、この特則において同じとします。）に定める介護保険金の受取人を被保険者以外の者とすることができます。ただし、被保険者以外の者を介護保険金の受取人とする場合には、被保険者の同意を要します。
 - (2) 保険契約者は、介護保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、介護保険金の受取人を変更することができます。ただし、被保険者以外の者を変更後の介護保険金の受取人とする場合には、被保険者の同意を要します。
 - (3) 介護保険金の受取人が介護保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、死亡した介護保険金の受取人については、被保険者を介護保険金の受取人とします。
 - (4) 第2号の通知をするときは、請求書類（別表4）を、会社に提出してください。
 - (5) 第2号の規定により介護保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
 - (6) 第2号の通知が会社に到達する前に変更前の介護保険金の受取人に介護保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の介護保険金の受取人から介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- (7) 第2号に定めるほか、保険契約者は、介護保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、介護保険金の受取人を変更することができます。
- (8) 前号の介護保険金の受取人の変更は、被保険者以外の者を変更後の介護保険金の受取人とする場合には、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (9) 前2号による介護保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (10) 前3号に規定する介護保険金の受取人の変更について、第4号から第6号までの規定を準用します。

4 この特則を付加した保険契約については、前2項に規定するほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険証券に記載する事項に関する規定中、「死亡保険金受取人」とある場合は、これを「保険金の受取人」と読み替えます。
- (2) 介護保険金の免責事由に、介護保険金の受取人の故意または重大な過失（介護保険金の受取人が2人以上の場合で、そのうち1人または2人以上の受取人による故意または重大な過失を含みます。）を加えます。
- (3) 介護保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または介護保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- (4) 普通保険約款において規定する、高度障害保険金の受取人を被保険者に代わり保険契約者にすることができる取扱いについては、死亡保険金受取人とあわせて介護保険金の受取人が法人であることを要します。

5 この特則を付加した保険契約が介護保険金の支払その他の事由により消滅した場合には、この特則も同時に消滅したものとします。

6 この特則を付加した保険契約が消滅する前にこの特則が消滅した場合には、保険証券に表示します。

7 この特則のみの解約はできません。

※この書面には、普通保険約款に追加される特則の内容が記載されております。「ご契約のしおり・約款」本体(Web/冊子)とあわせてご一読いただき、大切に保管くださいますようお願いいたします。

【引受保険会社】 **「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。**

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

PGF生命コールセンター

通話料 無 料

0120-56-2269 コール ジブロック 受付時間／平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

PGF-C-2020-023(2020.10.1)

2020年10月版